

関西文化学術研究都市に進出する企業への地方自治体による税制優遇措置について

(1) 関西文化学術研究都市が対象

自治体名	税目	特例の内容	対象	特例の要件	備考(根拠条文等)
京都府 大阪府 奈良県	不動産取得税	0.4%(標準課税4%) ※大阪府は0.3%	家屋の敷地である土地	(1) 建設計画の同意の日以降の取得 (2) 技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設で、その取得等に要する資金の額が2億円以上 (3) 建設計画の達成に資することの国土交通大臣の証明 (4) 土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合	京都府: 地域の振興に係る京都府府税条例の特例に関する条例 (昭和58年10月京都府条例第26号)  大阪府: 大阪府税条例 (昭和25年9月大阪府条例第75号)  奈良県: 関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例 (昭和63年7月奈良県条例第6号)
		0.4%(標準課税4%)	家屋		
	固定資産税	初年度: 0.14% 第2年度: 0.467% 第3年度: 0.933% (一般の税率1.4%)	償却資産		



自治体名	名称(適用期限)	税目	特例の内容	対象	特例の要件	備考(根拠条文等)
奈良県	企業立地にかかる優遇制度 (平成23年3月31日)	事業税	所得金額部分を通常の3/4に軽減 (3年間) (年間減税額1億円以内)	事業税の課税標準額となる所得金額	<p>(1)地域:奈良県全域 (2)施設:生産施設及び研究施設(以下、「生産施設等」という。) (3)対象期間中に用地を取得、貸借又は地上権を取得し、以下の要件をいずれも満たす生産施設等を設置した法人</p> <p>①総建築面積(福利厚生施設を除く)が、3,000㎡以上(移転に伴う場合は、建築面積が3,000㎡以上増加することが必要) ②生産施設等を取得した法人の県内の事務所又は事業所において、 ・新規雇用が10人以上(雇用期間の定めのない者等であって、県内に住所を有する者に限る) ・かつ、増加する県内の総従業員数が10人以上</p>	奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例 (平成17年12月奈良県条例第23号)
		不動産取得税	0.3%(課税標準4%)	施設及びその敷地(水平投影)部分	<p>(1)地域:奈良県全域 (2)次の①又は②のいずれかに該当する法人</p> <p>①事業税の要件である上記(3)①②をいずれも満たす生産施設等を設置した法人 ②次の要件をいずれも満たす研究施設(県内移転の場合や敷地内に生産施設がある場合を除く)を設置した法人 (ア)研究所用の設備を構成する減価償却資産の取得金額の合計額が2億円以上 (イ)研究所を設置した法人の県内の事務所又は事務所における総従業者数合計が10人以上</p>	

自治体名	名称(適用期限)	税目	特例の内容	対象	特例の要件	備考(根拠条文等)
奈良県	産業集積促進税制 (1:平成26年2月23日 2:平成27年3月24日)	不動産取得税	課税免除	施設及びその施設を建設するために必要と認められる面積の土地	<p>1.</p> <p>(1)地域:明日香村を除く奈良県全域(自然公園等を除く)</p> <p>(2)業種:製造業</p> <p>(3)適用要件:建物・土地の取得価格が2億円以上(農林水産関連業種は5千万円以上)</p> <p>(土地については平成21年2月24日以後の取得、かつ、取得後1年以内に工場用建物の建設に着手したものの。)</p> <p>(4)対象者:承認企業立地計画に従って対象施設を設置した者</p> <p>2.</p> <p>(1)地域:奈良市、生駒市(関西文化学術研究都市を構成する市町全域)</p> <p>(2)業種:製造業、印刷業、情報通信業、研究機関</p> <p>(3)適用要件:建物・土地の取得価格が2億円以上(農林水産関連業種は5千万円超)(土地については平成22年3月25日以後の取得、かつ、取得後1年以内に工場用建物の建設に着手したものの。)</p> <p>(4)対象者:承認企業立地計画に従って対象施設を設置した者</p>	<p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 (平成19年5月法律第40号)</p> <p>産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例 (平成21年7月奈良県条例第8号)</p> <p>奈良県企業立地基本計画 (平成21年2月24日同意取得)</p> <p>けいはんな地域広域企業立地基本計画 (平成22年3月25日同意取得)</p>
		県固定資産税	課税免除 (3年間)	施設の用に供する構築物		

(3) 市町村が講じる税制の特例措置

自治体名	税目	特例の内容	対象	特例の要件	備考(根拠条文等)
京田辺市 木津市 精華町 枚方市 四條畷市 奈良市 生駒市	固定資産税	初年度:0.14% 第2年度:0.467% 第3年度:0.933% (一般の税率1.4%)	償却資産、家屋及びその敷地である土地	(1) 建設計画の同意の日以降の取得 (2) 技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設で、その取得等に要する資金の額が2億円以上 (3) 建設計画の達成に資することの国土交通大臣の証明 (4) 土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合	京田辺市 関西文化学術研究都市建設等に係る京田辺市税条例の特例に関する条例(昭和63年3月条例第1号) 木津川市 関西文化学術研究都市建設等に係る木津川市税条例の特例に関する条例(昭和63年3月条例第2号) 精華町 関西文化学術研究都市建設等に係る精華町税条例の特例に関する条例(昭和63年3月条例第10号) 枚方市 枚方市税条例(平成14年12月枚方市条例第27条) 四條畷市 関西文化学術研究都市建設等に係る四條畷市税条例の特例に関する条例(平成元年12月条例第23号) 奈良市 奈良市税条例(昭和46年4月条例第12号) 生駒市 生駒市税条例(昭和50年12月条例第31号)